

令和5年10月1日から労働安全衛生規則が改正されます

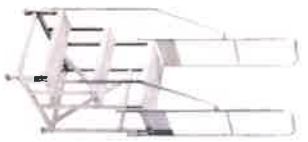
昇降設備と保護帽の準備はできていますか！

昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大

- 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のものほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。

【昇降設備の例】

可搬式



①両手すり付き



②平ボディー車用



手すりがあるのが望ましい

③折りたたみ式



④折りたたみ式

昇降用ステップ



保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大

【2トン以上5トン未満で保護帽が必要な例】

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - ▶ 最大積載量5トン以上（変更なし）
 - ▶ 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディー車、ウイング車など）
 - ▶ 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸を行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「墜落時保護用」の製品を使用しなければなりません。



ウイング車



平ボディー車



テールゲートリフター（荷の積卸を行うとき）

詳しくは陸上貨物運送事業労働災害防止協会の特設ページをご覧ください。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kisosoku>

